

2021 年 5 月 20 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

登録確認機関での「事前確認」について
(国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」)

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、申請予定者が、①実際に事業を実施しているか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を、帳簿等の有無や宣誓内容等に関する質疑応答等により、登録確認機関で事前確認を受けておく必要があります。

組合員から事前確認について問い合わせがあった場合は、下記を参考に対応願います。

記

1. 事前確認依頼方法

一時支援金 HP「事前確認とは」から、次のSTEP1～4 を順に確認することができる。

https://ichijishienkin.go.jp/prior_confirmation/index.html

STEP1 マイページから仮登録（申請 ID 発番）

→一時支援金 申請仮登録

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>

STEP2 登録確認機関を検索し、登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約

→一時支援金（検索ページ） または 5 月 19 日送付の別紙 2 から検索

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>

STEP3 対面/電話等を通じて、事前確認を実施

なお、電話による事前確認は、登録確認機関の会員、顧問先、事業性の与信取引
先等の場合のみ可能（次の確認書類も①⑤のみ）

→確認書類等

- ①「申請 ID」、「電話番号」、「法人番号及び法人名（法人の場合）」、「氏名及び生年月日（個人事業者等の場合）」の確認
- ②本人確認
- ③「確定申告書の控」、「帳簿書類」、「通帳」の有無の確認
- ④「帳簿書類」及び「通帳」のサンプルチェック
- ⑤宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて口頭で確認

STEP4 事前確認完了後、一時支援金申請マイページで必要事項を入力、申請

→事前確認が完了していない場合、申請不可

<https://reception.ichijishienkin.go.jp/login>

※一時支援金 HP からの申請が困難な場合のサポート会場（石川県は一か所）

金沢流通会館 4F：金沢市問屋町 2-61（予約 0120-211-240）

2. 事前確認に必要な書類（別紙 1 参照）

①本人確認書類

※法人のみ

- ・委任状（代表者以外の方が事前確認事務をする場合）
- ・履歴事項全部証明書

②確定申告書の控

③帳簿書類

④通帳

⑤宣誓・同意書（別紙 2）